

# 上三川町地域公共交通整備計画

(案)

平成24年2月

上三川町

## ～ 目 次 ～

1. はじめに	1
1-1 整備計画策定の背景と目的	1
1-2 整備計画の位置付け	1
1-3 整備計画の検討・策定	2
1-4 整備計画の区域	2
2. 地域公共交通の現状と課題	3
3. 町民ニーズの把握	5
3-1 調査概要	5
3-2 調査結果	5
4. 地域公共交通整備の基本的な考え方と目標	8
4-1 地域公共交通整備の基本的な考え方	8
4-2 地域公共交通整備の目標	8
5. 目標を実現するための方策	9
6. 計画期間とマネジメント	10
6-1 計画期間	10
6-2 マネジメント	10
7. デマンド交通運行事業の計画	11
8. 関係機関との調整等	13

# 1. はじめに

## 1-1 整備計画策定の背景と目的

マイカーの普及により公共交通の利用者が減少している一方で、高齢者等の中には、通院や買い物などのための移動手段として公共交通を必要としている方もいるのが現状である。今後、高齢者の増加により、公共交通に対する要望も多様化することが想定され、上三川町第6次総合計画後期基本計画において重点テーマの1つに「市街地・交通環境の整備」を掲げ、「快適住環境のまち」やバス交通の充実を求める町民ニーズに対応するための取り組みを進めることとしている。

このような中、現在運行中の巡回バスの利用者数が低迷していることは、地域公共交通のあり方として町民の理解を得ることはできず、本町における地域公共交通の総合的な見直しが求められている。

また、町内には路線バスの停留所や巡回バスの運行経路から離れた交通不便地域も多く存在しており、そうした地域の住民の移動手段を確保することも必要となっている。

巡回バス運行契約終了後の地域公共交通のあり方については、平成22年11月から「上三川町公共交通のあり方検討委員会」において検討してきたところであり、その結果について平成23年10月に報告を受けたものである。

こうした背景を踏まえ、「上三川町公共交通のあり方検討委員会」の報告をもとに、町民のニーズや意見に十分に配慮しながら、今後の上三川町における地域公共交通のあり方を示す「上三川町地域公共交通整備計画」を策定するものである。

**※本計画の地域公共交通とは、地域を限定し、町が事業主体となって整備する公共交通としています。**

## 1-2 整備計画の位置付け

本計画は、本町第6次総合計画後期基本計画に基づく交通網の整備の実行計画として位置づけ、国の支援制度を活用しながら具体的な事業を推進していくものとする。

### 1-3 整備計画の検討・策定

本計画は、「上三川町公共交通のあり方検討委員会」の報告をもとに、町、県、運輸局、交通事業者、交通事業者の運転者組織、住民利用者代表者、道路管理者、交通管理者等で組織する「上三川町地域公共交通会議」での意見やパブリックコメントで出された町民からの意見を踏まえ検討し、策定したものである。

### 1-4 整備計画の区域

整備計画の区域は、原則として上三川町全域とする。

## 2. 地域公共交通の現状と課題

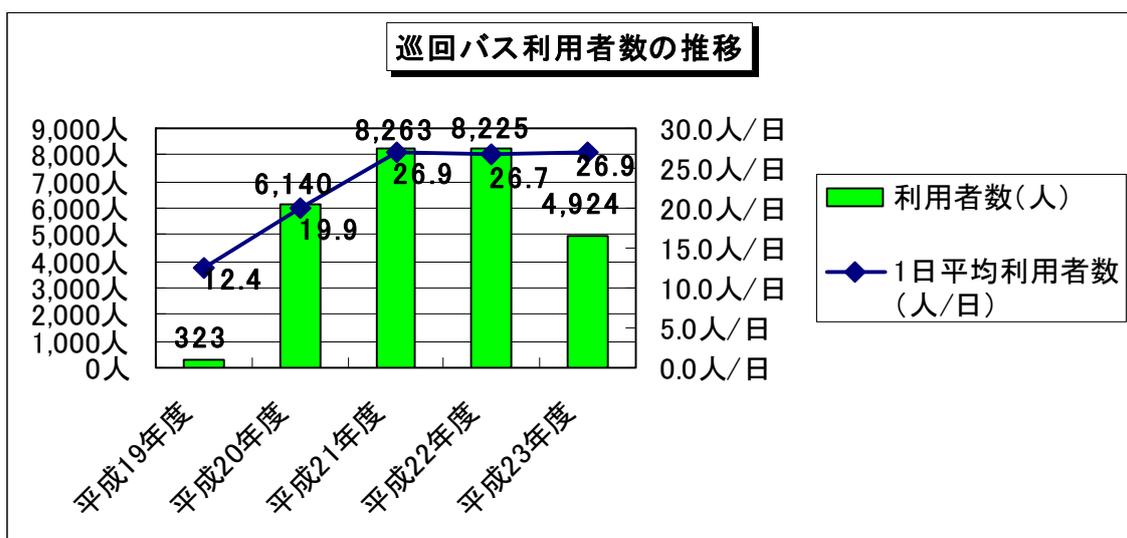
上三川町では、地域公共交通として平成20年3月から巡回バスの運行が開始されており、町内を4つの地域に分割し「本郷線」、「上三川線」、「明治北線」、「明治南線」の4路線で、路線ごとに1日3便を運行している。

運行を開始してから3年が経過したが、この間にダイヤ(時刻)、ルート(経路)の変更、自由乗降区間の設定、回数券の販売など、利便性の向上や利用者数の増加に向けた取り組みを行ってきた。

しかし、年間の利用者数は、平成20年度が6,140人(19.9人/日)、平成21年度が8,263人(26.9人/日)、平成22年度が8,225人(26.7人/日)、平成23年度は10月末時点で、4,924人(26.9人/日)であり、平成21年度をピークに頭打ち状態になっている。【図—1】

また、平成21年度に行った「上三川町まちづくりアンケート調査」では、まちの各環境に関する45項目について、町民の満足度をたずねたところ、最も低い項目が「町巡回バスの運行状況」であり、次いで「路線バスの運行状況」の順となっており、利便性や満足度の高い新たな公共交通の整備が喫緊の課題になっている。

【図—1】



※ 平成19年度は、運行を開始したのが3月1日であったため1ヶ月分の数値である。

※ 平成23年度は、10月末日までの数値としている。



### 3. 町民ニーズの把握

本町における公共交通の課題解決のため、公共交通についての利用者のニーズ(要  
求)等を把握し、これからの交通政策の方向性を定める基礎資料とするためのアンケー  
ト調査を実施したところ以下のような結果となった。

#### 3-1 調査概要

調査対象	上三川町に居住する65歳以上の住民
配布数	2,000
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送
調査時期	平成23年4月～5月
有効回収数	1,406
有効回収率	70.3%

#### 3-2 調査結果

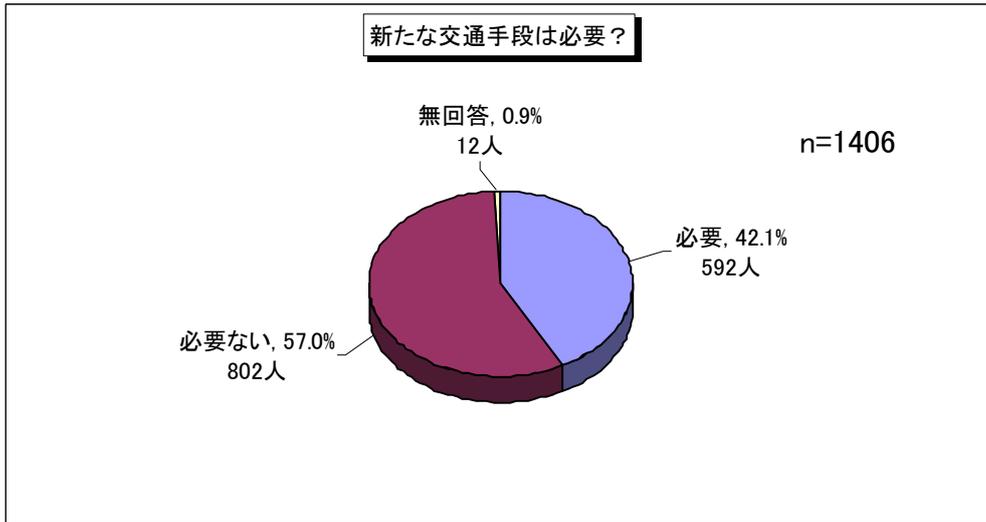
アンケート調査の結果、「通院や買い物等に安価(100円から300円程度)で移動で  
きる新たな交通手段を必要としますか。」という問いでは、『必要』が42.1%だった。一  
方、『必要ない』は57.0%だった。【図-2】

『必要』と回答した人を年齢別にみると、60歳代が29.9%、70歳代が45.2%、80  
歳以上では51.5%となっており、高齢になるほど『必要』としている傾向にあることが分  
かった。【図-3】

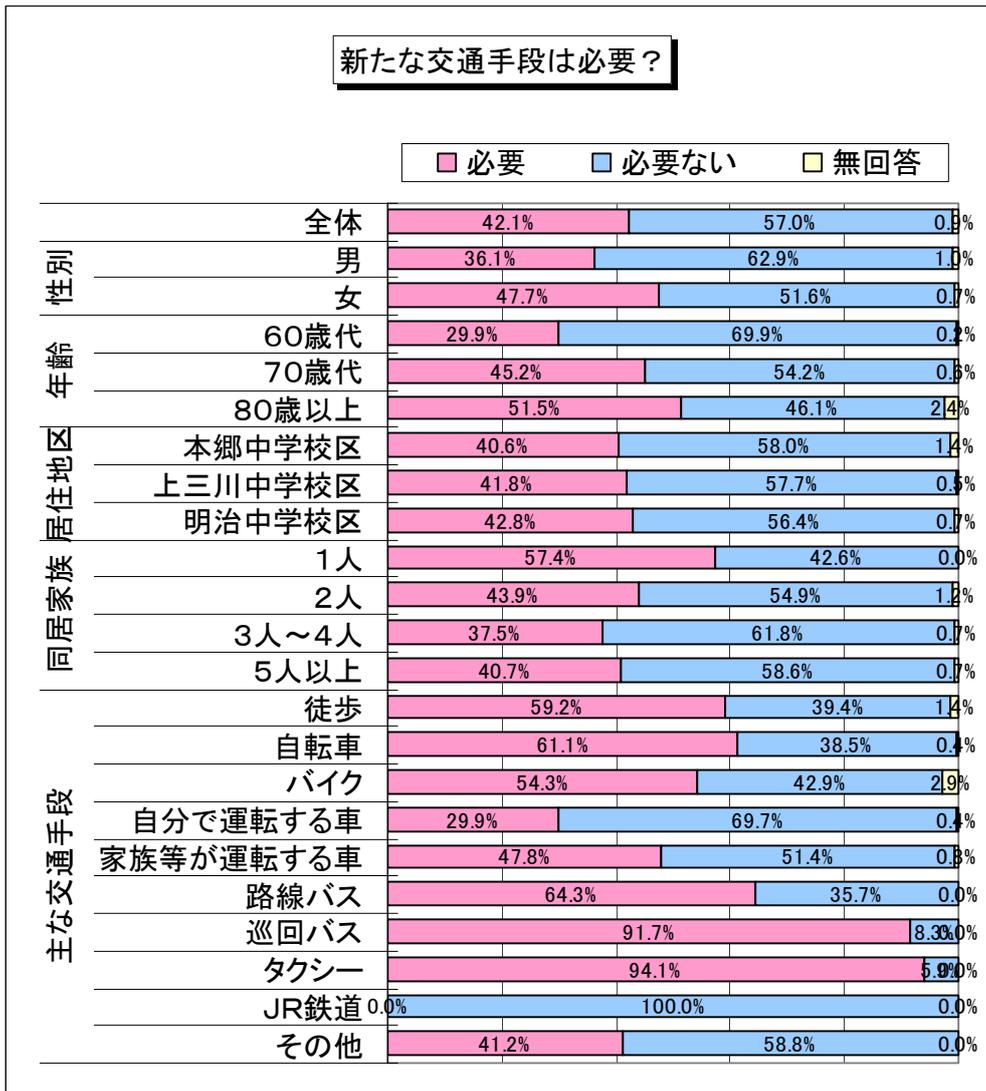
「今後の町における公共交通のあり方について、あなたはどのようにお考えですか。」と  
いう問いには、65.5%の人が『公共交通の確保を図るべきである』と回答している。  
【図-4】

また、『公共交通の確保を図るべきである』と回答した人は、「今後の公共交通はど  
のようにすべきだと考えますか。」という問いに、7割を超える人が『巡回バスを廃止し、  
デマンド交通の導入を図るべきである』と回答している。【図-5】

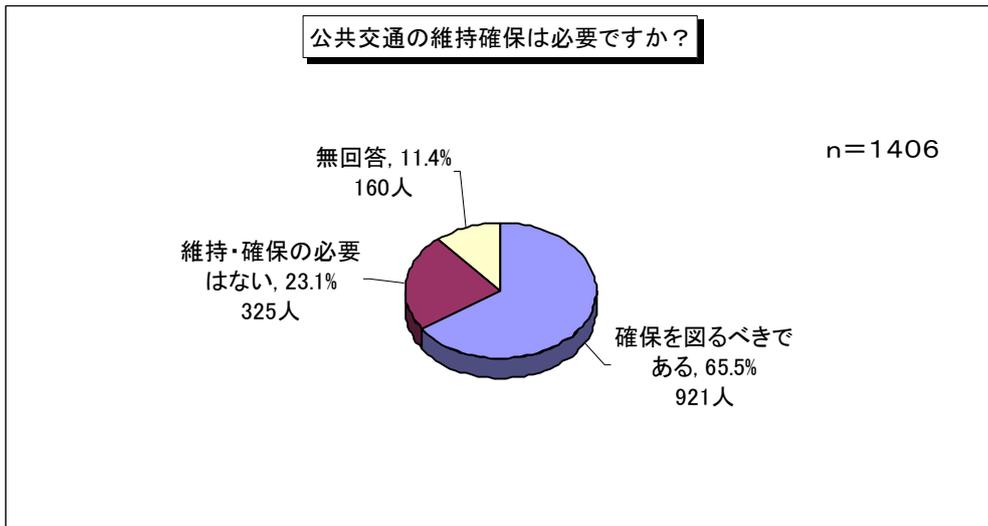
【図—2】



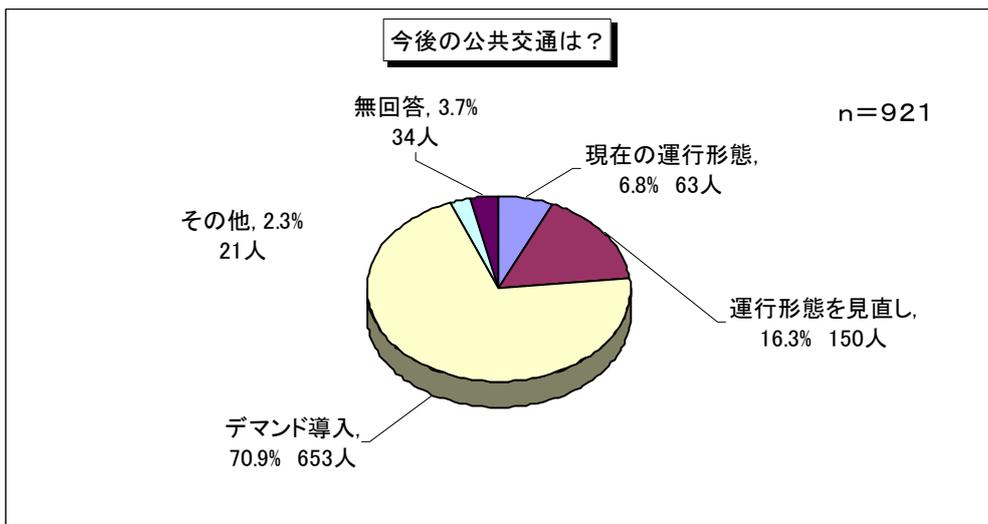
【図—3】



【図—4】



【図—5】



## 4. 地域公共交通整備の基本的な考え方と目標

### 4-1 地域公共交通整備の基本的な考え

- 高齢社会        に対応すべく、「高齢者が必要とする」、「高齢者が利用しやすい」地域公共交通の整備に努める。
- 町内すべての地域で公共交通を利用可能にし、公共交通不便地域の解消を図る。
- 既存の路線バス等と接続することにより、路線バスの利便性向上及び地域公共交通の利便性確保を図る。
- 持続可能な地域公共交通へと育てるために、町の財政負担にも配慮した整備に努める。

### 4-2 地域公共交通整備の目標

- 高齢者等の通院のための移動手段の確保
- 高齢者等の買い物のための移動手段の確保
- 町内の地域公共交通サービスの平準化による交通不便地域の解消
- 町内はもとより、町外の病院や商業施設等への 移動手段の確保

## 5. 目標を実現するための方策

地域公共交通の現状と課題及び町民のニーズを踏まえたうえで、地域公共交通整備の目標を実現するための具体的な方策として、現在運行中の巡回バスに替わりデマンド交通を導入する。これにより巡回バスでは不可能な自宅と目的地間の送迎や、巡回バスでは道路事情や所要時間の関係で運行できなかった地域へのサービス提供を可能にするものとする。

また、デマンド交通の導入にあたって3年間の実証運行期間を設けることにより、安全面、利用面、効率面、満足度に関して点検し、見直し案を検討し実行に移す。

### デマンド交通とは

- 事前に電話などの予約により、乗車申込みのあった人の家や指定場所を順次回りながら、それぞれの目的地で降ろす「乗り合いタクシー」方式です。
- 目的地に直行する通常のタクシーとは異なり、ほかに予約されたお客様も乗り合い、決められた地区を一定の時間内で送迎するものです。

### 巡回バスとデマンド交通との違いは

- 巡回バスはバス停まで行かないと乗れないのに対し、デマンド交通は特別な事情を除き戸口付近での乗り降りが可能です。
- 巡回バスは決まった時刻にバス停に行けばバスに乗れ、目的地の到着時刻も概ね判断できるのに対し、デマンド交通は事前に予約が必要で、他のお客様と乗り合うため、迎えの時刻や到着時刻に遅れが生じます。

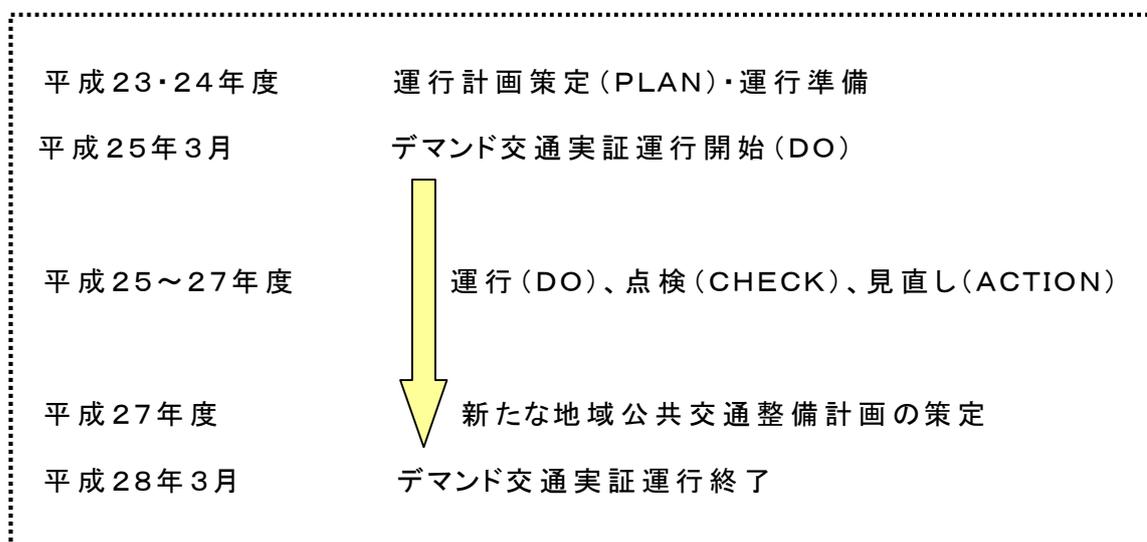
## 6. 計画期間とマネジメント

### 6-1 計画期間

計画期間は、平成24年2月から平成28年3月までの約4年間とする。

### 6-2 マネジメント

計画期間中にはPDCAサイクルによるマネジメントを行い実証運行期間終了後の持続可能な地域公共交通の整備を実現する。



### マネジメントとは

- 本計画でいう「マネジメント」とは、「地域公共交通の導入目的を効果的に実現するために、限られた資源をコントロールする作業」のことを意味し、つまりは、本計画に掲げるデマンド交通が、上三川町の実情に沿った利用しやすい交通機関となるよう見直していくということです。

## 7. デマンド交通運行事業の計画

デマンド交通を導入するにあたり基本的計画を次のとおり定めるが、3年の実証運行を行うなかで適宜点検し、町民の要望等を踏まえ見直していくものである。

### ① 事業主体

上三川町

### ② 運行形態

高齢者が利用しやすいドア・トゥ・ドア(戸口から戸口)方式のフルデマンドとする。

### ③ 運行事業者

デマンド交通の運行にあたっては、乗り合いであることから道路はもとより、医療機関や商業施設の位置を把握し、より効率の良いルートを選択する必要がある。よって、地元で営業しているタクシー事業者とする。

### ④ 運行区域

運行区域については、本計画の計画区域である町内全域に加え、隣接市の病院、商業施設及び駅も含むものとする。ただし、町外施設間の運行は、行わないものとする。

- 病院……………自治医大附属病院、石橋病院、宇都宮社会保険病院

※獨協医大病院への運行については、実証運行のなかで  
検討していくものとする。

- 商業施設……………福田屋百貨店(FKDインターパーク店)、スーパーマーケット  
かましん(自治医大店、石橋店)
- 駅……………JR石橋駅、JR自治医大駅、JR雀宮駅

## ⑤ 運行日と運行時間

運行日は平日とし、土曜、日曜、祝日、振替休日及び年末年始 (12/29~1/3)を除くものとする。

運行時間は午前8時から午後5時までとし、原則として1時間に1便の運行とする。

## ⑥ 運賃

利用しやすい運賃として以下のとおりとする。

【表—1】

区 分	<u>    </u> 町内	<u>町内</u> ⇔町外
大人(中学生以上)	200円	300円
<u>小学生</u>	100円	100円
<u>未就学児</u>	無 料	無 料

※JR石橋駅まで(から)の運賃は町内扱いとする。

## ⑦ 想定利用者数

1日あたりの利用者数を50人と想定する。

## ⑧ 車種と車両台数

運行当初は、セダン型タクシー(乗客4人乗り)を2台とするが、利用状況に応じて車種及び台数を見直すものとする。

## ⑨ 運行期間

デマンド交通の実証運行期間は、平成25年3月から平成28年3月までとする。

## 8. 関係機関との調整等

デマンド交通の導入にあたっては、関係機関との調整・協議が必要であるので、運行区域等についてはその結果を踏まえ、計画を見直すものとする。

